

京都市告示第 277号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の37の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和2年8月13日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社 LITALICO（代表取締役 長谷川 敦弥）

2 申請者の主たる事務所の所在地

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

3 事業所の名称

LITALICO ジュニア烏丸教室

4 事業所の所在地

京都市下京区童侍者町161 綾小路スクエア9階

5 指定する事業の種類

児童発達支援 保育所等訪問

6 指定年月日

令和2年8月4日

7 事業所番号

2650400126

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）